2023 年 6 月 1 日

農林水産大臣　野村　哲郎　様

食料・農業・農村基本法改正に伴う意見

パルシステム生活協同組合連合会
代表理事　理事長　大信　政一

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として 1 都 12 県で活動している生活協同組合のグループです。産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環などによる持続可能な社会づくりを追求しています。

この数年で、食料・農業をめぐる状況は大きく変化しています。新型感染症やウクライナ侵攻、急激な円安等により、輸入に頼る穀物や飼料・肥料などの生産資材、エネルギーの高騰は生産者と消費者のくらしに大きな影響を与えています。世界情勢や気候変動問題の深刻化に伴う自然災害の多発・激甚化や家畜伝染病、物流の混乱に加え、世界的な食料需要の増加の中で日本の経済的弱体化により買い負けが生じ、食料・エネルギーの海外調達がいっそう困難になっています。国内の農畜水産業の生産強化をしていくことは大きな課題です。これから 10 年先の食料・農業・農村について、生産者とつながる消費者団体の立場から新しい基本法に対して次のとおり意見します。

１．食料安全保障の観点から、国内生産者の保護と育成を強化するように求めます。

農林水産省の統計にもあるとおり、農業生産人口は 2021 年に 120 万人台となり年を追うごとに農業従事者の急速な減少が続いています。その大きな原因は農業者の高齢化であり 65 歳以上が 7 割以上を占めていることによります。一方で「将来的な人口減少によりバランスが保てる」との意見もありますが、それ以上に農業者の減少と生産力の低下の勢いが勝っています。

日本の農業行政の補助金制度は、基盤整備事業をはじめメーカーなど周辺業者が最終的な享受者になるものが多く、欧州の様に生産者に直接支払われる制度は少ない上に手続きも煩雑です。頻繁に発生する気象災害による生産減少や、家畜疾病による一斉殺処分、飼料や肥料の高騰、海流の変化に伴う漁獲量減少の影響など、一次産業をめぐる情勢は厳しさを増しています。それに対して、農畜水産業を継続する上で生産者の生活を保障できる柔軟な所得支援制度の確立を求めます。

食料自給率維持向上のためには、必要以上に外見上の品質を求める選抜選果への労働負荷も問題です。食する上で影響のない規格の見直しが必要です。行政(広報)と流通が協力し、食品ロスへの対応による余剰品の利用法より、余剰を出さない発想への転換を求めます。

２．食料自給率維持向上のためにも、日本の食生活の基本である稲作は守り続けるように求めます。

カロリーベースにおける自給率の低下が止まらないなかで、主食になる穀物のうち自給率 100%を保っている作物は米だけです。

その稲作も大半が兼業農家による生産で成り立っていることを忘れてはいけません。稲作だから、兼業でも米の生産ができるのです。自給率が向上しないなかでも、主食となる穀物で米は自給率 100％を維持しています。稲作生産の現場では大規模集約化が進んだ一方で、未だに多くの水田、特に条件不利の水田が兼業農家によって維持・生産されています。条件の不利な兼業農家には、低い米価で水田経営の困難さが増す一方で、人手の問題からそもそも転作が困難な生産者も多く、圃場条件により水田から畑作への転換や転作後の水田復帰が難しい地域も存在します。園芸作物への転作ありきでの生産調整とならないよう、水田を水田として持続させ、将来にわたる食料供給力の維持と畜産飼料の国産化を両立できる、飼料米生産への補助制度について堅持を求めます。

将来の子や孫世代に、お米さえ食べられない日本に今の責任ある大人たちがしてはいけません。

３．遺伝子組み換え作物やゲノム編集生産物を原料とした加工品の表示を求めます。

国内で「遺伝子組み換え作物」や「ゲノム編集生産物」について不安の声が大きく、消費者の理解がなされていないなかで、商品表示を不要とする制度に導いた日本の行政は、誰のための農水産業行政を行っているのでしょうか。

農林水産省では令和元年に「ハラール支援事業報告」の対応まで行っています。その上で国内の消費者が食べる食品の内容を知りたいという要望には対応しないのはなぜでしょうか。パルシステム生活協同組合連合会としては「遺伝子組み換え作物」や「ゲノム編集生産物」の生産と流通には反対の立場です。消費者である日本国民が商品の内容を確認して、自分自身や家族に食べさせるかどうかを判断できる表示をするように制度の構築を求めます。

４．環境への取り組みと、資源循環型農業(未利用資源の活用)の推進を求めます。

地球温暖化の大きな要因は、人口増加とその経済や生産活動からのCO_2排出量を吸収できるバランスを大きく超えたことです。そこに、世界的な森林伐採など環境破壊が拍車を掛けました。

国連気候変動枠組条約締約国会議などでCO_2排出量削減の目標が不十分なレベルで合意せざるを得ない状況の中、CO_2排出量削減は生産者だけでなく、流通業や、消費者も理解し積極的に取り組むべき課題です。農業においては、「みどりの食料システム戦略」に基づく化学農薬・化学肥料の使用削減と資源循環、水田管理などによるメタンガス抑制、バイオ炭による炭素貯留など、CO_2排出量削減につながる環境負荷低減の施策を強化してください。

世界的な化学肥料原料の偏在と、食料生産の増大による化学肥料の需要増大を踏まえ、既存の肥料・農薬の流通構造から脱し、肥料・飼料をはじめとする生産資材において国内にある未利用資源の活用を推進強化し環境保全型で持続可能な農業を実現するように求めます。また農村での森林里山再生は、林業の再構築と鳥獣害対策につなげるなど、地域全体の視点で推進と強化を求めます。

５．有機農業や特別栽培の推進と学校給食への活用を求めます。

有機農産物や特別栽培農産物の生産拡大には、契約取引を前提として、生産されたものが確実に販売しきれる仕組みが重要です。パルシステム生活協同組合連合会では、有機生産者、環境保全型農業に取り組む生産者と共に、生産計画、計画販売を重視して取り組んできました。ただ、現在においても、有機農産物や特別栽培農産物が、流通上で一部評価されずに販売されている現状が数多くあります。そこから脱却するために、契約販売の推進を行い、国として支援できる制度の構築を要望します。また先に述べた、生産物を幅広く出荷できる規格の見直し、規格外の農産物の活用も行い、生産者の出荷歩留まりを生産者の収入向上につなげるとともに、食品ロスの削減などにも貢献していく政策の実現を求めます。

有機農業生産と消費の推進に当たっては、学校給食における有機農産物の取り扱いの先進事例を踏まえて、積極的に推進することを要望します。子供たちへ本物の食材を提供し、有機作物の価値を知ってもらうことは、健康維持でも食育にも大きな効果があります。子供たちが食と農についての豊かな体験と知識に触れられるよう、学校教育における食育について基本法で補強するべきと考えます。

６．農漁村など地方の環境保全を進め観光産業など地域の雇用拡大することを求めます。

今ある自然などの環境を将来の子供たちのために保全することも大切ですが、その環境資源を観光客誘致に利用して、日本古来の生活様式や食文化、田舎ながらの不便さの体験などを強みとして観光事業を進め、地方での就業機会を増やし雇用拡大につながる施策を求めます。

地方の活性化や自立が進まなければ、都市部を含む国全体の経済的拡大にはつながりません。

農畜水産業の生産現場である地方だけが一方的負担を被るのではなく、私たち国民が責任ある消費者として次世代を見据えた政策を実現できる「食料・農業・農村基本法」となるよう求めます。

以上